

令和4年度 第3回 木更津市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日時・場所	令和5年3月16日(木)午後2時～3時 木更津市役所朝日庁舎多目的室I3
出席者	【委員】中村和人(会長)・橋詰清・友光淳一・齋藤幸子・西山信男・小山百合子 【事務局】清水福祉部長・高齢者福祉課:中原課長・木村係長・里見主任主事・浅井主事 青木中部地域包括支援センター長、金子西部地域包括支援センター長、南部地域包括支援センター平野社会福祉士、北部地域包括支援センター田嶋社会福祉士、鳥澤富来田地域包括支援センター長
傍聴人	なし
議題	議題 1 令和3年度地域包括支援センターの事業評価について 議題 2 令和5年度地域包括支援センターの運営方針について
議事の内容	事務局 : 定刻となりましたので、木更津市地域包括支援センター運営協議会を開会します。次第に沿って進めさせていただきます。 はじめに、清水福祉部長よりご挨拶を申し上げます。 清水部長: 福祉部長の清水でございます。 第 3 回地域包括支援センター運営協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。 本日、皆様におかれましては多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。 中村会長はじめ、委員の皆様には日頃より、地域包括支援センターの運営協議会をはじめ、医療福祉の分野でご尽力いただいておりますこと、この場をお借りしまして、深く感謝申し上げます。 本日は限られた時間でございますが、センターの公正かつ中立な運営を図るため、委員の皆様方にはそれぞれの立場から、積極的なご意見をいただきますようお願い申し上げます。 また、本日皆様私含めましてマスクを着用しております。 2月10日付の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定では、これまでのマスク着用の推奨について、事業所及び個人の判断に委ねるとされましたが、木更津市の職員のマスク着用につきましては、市は1事業所として勤務時間中の職員のマスク着用を継続して行うこととしております。 最後に本協議会の任期は令和5年4月までとなっております。 委員の皆様には、この2年間、大変お世話になったところでございます。 次回新委員での開催となる予定でございますので、引き続き各所属団体からお声がかかった際には、ぜひご協力いただけますようお願い申し上げます。

して私からの挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：続きます、本協議会の中村会長よりご挨拶をいただきます。

中村会長：皆さんこんにちは。会長の中村でございます。会議に入ります前に一言ごあいさつを申し上げます。

早いもので私が会長に就任し、4年が経とうとしております。

このメンバーでの運営協議会は、本日が最後ということになりますが、来年度に向けた、本日の議題について審議をして参りたいと思います。

先ほど清水部長の方からもありましたが、マスクは自己判断ということになりましたが、私も医療の立場でありますのでなかなか外すことが実際できません。皆さんもまだまだ一段落という感じではないと思いますが、できる限り短時間で開催に努めたいと思っております。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局：ここで部長は他の公務のため退席をさせていただきます。

事務局：本日の出席委員の紹介は、お手元の資料の名簿にて代えさせていただきます。ご了承ください。

次に本日の資料を確認します。事前に郵送いたしました資料が1冊と本日お配りした資料2枚です。

ここで会議の公開についてお知らせいたします。

本市では、審議会等の会議は条例に基づき、原則公開としております。

本日、傍聴人はございません。

本日の会議の概要につきましても、後日、市のホームページ等において公開する予定です。また、会議録作成のため、マイクシステムを使用して、会議内容を録音させていただきますことを併せてご了承ください。

発言の際はマイクシステムの台座の緑色のボタンを押してからご発言をお願いいたします。これより議事に入りたく存じます。

ここからの議事進行につきましては、中村会長をお願いいたします。

中村会長：それでは、会を進行したいと思います。

なお、本日の出席委員は、委員定数7名のうち6名ですので、本日の会議は成立していますことをご報告いたします。

それでは、議題1、令和3年度地域包括支援センターの、事業評価について事務局の方から説明をお願いします。

事務局：はい。説明させていただきます。資料は2ページ、資料1をお開きください。議題1、令和3年度地域包括支援センターの事業評価について、制度が始まりましてから、今回が5回目の評価となります。

国で策定した全国統一の評価指標を使い、取り組みの確認や課題を把握して、地域包括支援センターの適切な人員体制の確保や、業務の重点化等の検討をしようとするものです。

左側が一昨年、令和 2 年度、右側が昨年、令和 3 年度の事業評価となります。前回のレーダーチャートの図の右下 2-(3)の包括的継続的ケアマネジメント支援と、その左側にあります 2-(4)地域ケア会議について、5つの包括のうち、4つの包括が全国平均よりも低い結果でした。昨年行った今後の対応として、ケアマネジメントに関する指標が低い傾向にあることに注視して、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援として、高齢者のセルフマネジメントを促すために、介護予防ファイル(介護予防手帳)のさらなる活用を今後の取り組みとしたところです。

また、左側の令和 2 年度事業評価の図の上にあります 1、組織運営体制等や、その右側2-(1)総合相談支援、2-(2)権利擁護、左側の 3 事業間連携、社会保障充実分事業は、それぞれ概ね全国平均値、またはそれ以上の高い値となっております。

そして今回結果通知のありました 3 年度事業評価は、それぞれ右側のレーダーチャートになります。

昨年低い傾向にあった、左下の 2-(3)包括的継続的目ケアマネジメントの支援 2 の指標も、概ね全国平均値になり、全体の項目が全国平均と同等の指標となりました。

指標が 100%に至らない理由といたしましては、地理的な要素により業務として策定の不可能なものや、生活支援コーディネーターのいない圏域であることなどが主な理由となっております。

この事業評価の結果を維持する方向で、今回議題の 2 としております次年度の運営方針並びに事業実施にあたっての留意点に基づき、各地域の実情に応じて独自の取り組みも検討しながら、引き続き業務の継続実施支援、困難事例の強化に取り組んで参りたいと考えております。

議題 1 の説明は以上です。

中村会長： はい。事務局の方ありがとうございました。

何かご質問ご意見、委員の皆様、ございますでしょうか。

中村会長： 2年度(3)の包括的ケアマネジメントが 3 年度の方になると、ほぼ、全国平均以上になってるっていうんだけど、一番最後のレーダーチャート「木更津市」はすごい低いデータになっているのは何でなのでしょう。

事務局： この木更津市というのは、5 包括の合計ではなくて、木更津市、いわゆる木更津市の高齢者福祉課としてのレーダーチャートとしての評価でございます。また、木更津市は後方支援となる基幹系の包括支援室を、木更津市に設けておりません。

本来であれば、第 8 期の計画の中で、基幹型の包括支援の方を高齢者福祉課に設ける予定でしたが、今まだ設置がされていないために、低い評価となっております。

中村会長： 一番下が木更津市の高齢者福祉課としてのレーダーチャートということで、いわゆる合計ではないということ。全体的には良くなっているということでもよろしいですかね、理解としては。

他にご意見ご質問等、ございますでしょうか。

なさそうであれば、決議をしたいと思います。

中村会長： 議題 1、令和 3 年度地域包括支援センターの事業計画について、適当であると認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

中村会長： 全員ですので、議題 1 につきましては、本協議会として承認いたします。

中村会長： では引き続き、議題 2 の方、令和 5 年度地域包括支援センターの運営方針について、事務局の方説明をお願いします。

事務局： はい。それでは資料の 4 ページ、資料 2 をご覧ください。

地域包括支援センターの運営方針につきましては、介護保険法第 115 条の 47 第 1 項に基づき、市町村が地域包括支援センター業務を委託する場合は、運営方針として示すこととされております。

事前にご一読いただいておりますので、変更点を中心にご説明いたします。

木更津市地域包括支援センターの運営方針につきましては、前年度と変更はございません。1、地域包括支援センターの設置の目的は、高齢者等が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援していく中で、地域包括ケアを推進することを目的としています。

基本的な運営方針は、以下の「公益性」、「地域性」、「共同性」をもとに活動を行います。また、3 にあります、実施した事業に対する評価を実施し、結果を踏まえた必要な措置を講じることとしております。

続きまして、右側の 5 ページ、令和 5 年度事業実施にあたっての留意点については、各地域包括支援センターは、次に掲げる事項に留意するとともに、各地域の実情に応じて独自の取り組みも検討しながら、事業計画を作成し、実施することとしております。

令和 5 年度に追加する事項といたしまして、5 ページの 1、地域におけるネットワークを活かした活動の展開、(4)の左に、「追加」と表記してございます。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」です。

保健事業が所管している国保データベース(KDB)を活用して、閉じこもりがちなどで健康状態の不明な高齢者の把握やアウトリーチにつなげる適切な助言や支援をします。

また、フレイルの早期発見のため、県域で行う介護予防日常生活支援総合事業等での、KDBの活用や、専門職が関わることにより、高齢者が自身の健康づくりを意識づけるよう保健事業と一体的な支援を行います。ここでのフレイルとは、加齢によって心身が衰えていく状態を言いますが、一方では適切な介入支援により生活機能の向上、維持向上が図れる状態とされています。

各圏域で直接、地域住民の相談を受ける地域包括支援センターが、市の健康診断のデータを保有する国保データベースを所管する、市の健康推進課と連携することによって、多方面から、介護予防に繋がる生活支援となることを目的としています。

続いて 6 ページ、2.高齢者虐待の防止及び権利擁護に関する取り組み、こちらの変更追加はございません。

続いて 7 ページ、3.認知症に関する取り組み、こちらの変更追加はございません。

続いて 8 ページ、4.介護支援専門員に対する支援指導、こちらの変更追加はございません。

続きまして、最後、9 ページ、6.その他の項目ですが、次の 10 ページをお開きください。(2)市の連携として、の⑤の左「追加」と表記してございます。

「重層的支援体制整備事業に係る包括的相談支援事業者連絡会への出席」になります。

地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備づくりを目的として、多機関の包括的支援事業者等で構成する当該連絡会が開催される際に、介護保険法に定める包括的支援事業者として、地域包括支援センター職員が同席し、意見交換を行います。

この連絡会の主な参加者として、障害福祉課が所管する、相談支援センター、地域活動支援センター、ケアセンターサツキ、社会福祉課所管として、社会福祉協議会、トータルサポート推進室、そして高齢者福祉課所管として、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターなどが関係機関となっております。

こちらはすでに第 1 回連絡会を昨年 7 月、第 2 回を今月開催され、各地域包括支援センターにおいて出席をしております。

令和 5 年度事業実施にあたっての留意点については、以上 2 点の追加をしたいと考えております。

続きまして、お手元の資料 3 をご覧ください。

令和 5 年度以降、地域包括支援センター委託事業における職員の 3 職種の資格要件等についての暫定案になります。

今年度末において、ランチを休止するというに至りました要因は、人材不足によるものでございますが、この人材不足につきましては、前回の協議会において、委員の皆様よりご意見をちょうだいいたしました。が、全国的に問題視されております。

特に主任ケアマネと言われる主任介護支援専門員の職に準ずるものとは、ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した上で、介護支援専門員としての実務経験があり、介護支援専門員の相談や、地域の介護支援専門員への支援に関する知識や能力を備えるものとしておりますが、現在、資格要件取得に必要な研修が実施されていないため、人材不足の要因にもなっております。

主任ケアマネの職に欠員が生じた場合に生じるサービス低下を避けるためにも、この主任ケアマネに準ずるものの要件を、主任介護支援専門員の受験要件があること、かつ、直近の「主任介護支援専門員研修」受講を前提として、ケアマネ実務経験 5 年以上などがある受講資格を有する者を暫定措置として配置することをご提案するものです。

また、国の動向といたしまして、令和 4 年 11 月に厚生労働省が行う社会保障審議会介護保険部会において、主任介護支援専門員の確保が困難な状況を踏まえつつ、地域包括支援センター自らが、将来の主任介護支援専門員を育成するという視点に立ち、「準ずる者」の範囲拡大をすることを、今後の検討の方向性として意見が出されております。

市として、今後の改定を注視しながら、主任ケアマネに準ずる者の要件を暫定措置として配置できるものとし、安定した地域への包括支援センター支援サービスの提供を継続し、運用していきたいと考えております。

続いて、1 月 26 日に開催いたしました当協議会の審議において、委員皆さまから出されたご意見を踏まえ、この 3 月末をもって中部地域包括支援センターランチにつきましては、木更津市として休止を決定いたしました。

その後のご報告と、中部地域包括支援センターの 5 年度の運営について、資料のご用意はありませんが、運営方針及び留意点に併せて取り組んでいく事項についてご説明いたします。

窓口の強化を目的としていたランチの休止に伴い、地域の方にご不便おかけすることとなるため、木更津東地区の地区民協の会長さんなどに手配をいただき、今月 2 日に、高齢者福祉課から説明を行わせていただきました。

説明会にご参加いただいた区長さん、民生委員さんからは、多くのご意

見を頂戴いたしました。

また、市が今後検討することとしている、公募による木更津東地区への地域包括の新設置までの間、出張窓口を行って欲しいなどの要望をいただきました。

このご要望につきましては、担当圏域であります中部地域包括支援センターにおいて、現在検討中でございますが、現時点では、次の 2 点のようなことができるのではないかと考えてございます。

1 点目。毎月 1 回地区で行われる地区民協の定例会などの会議終了後に、会議を行った集会所で相談を受ける時間を設けていく。

2 点目。現在、市が協定を結んでいる、移動スーパーの販売する曜日に出向き、地域の方たちや民生委員の話を伺う機会を持つ、などがございます。

令和 5 年度の運営形態が、包括支援センターのみとなる中部については、木更津東区へのフォローアップなど配慮いただきながら、次の新規包括が設置されることとなる際には、相談される方が、円滑な包括支援を受け続けられるよう、引き継ぎ等の事務を行うこととなります。

また、所管課であります、高齢者福祉課においても、包括支援が滞らないよう、中部地域包括支援センター並びに受託法人と、今後も協議支援を行って参ります。

なお、現在の地域包括支援センター業務委託についてですが、各センターとも事業実施運営に関して実績も重ね、地域住民との信頼関係も構築しているところです。

つきましては、来年度も引き続き同じ運営主体による委託での実施をしたいと考えております。併せてお諮りいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

中村会長： はい。ありがとうございました。

議題 2 の方について、こちら運営方針で変更点、追加点。

いかがでしょうかご意見ご質問。

多分、運営方針というと、今問題なのはランチのことなんじゃないかなとは思いますが。

いわゆるとりあえずこの運営方針について何かご質問ご意見を。

友光委員： はい。友光です。お世話になります。

今、正直言って介護支援専門員に対する支援ということで、一番大きな問題は、人員が確保できないってことが一番大きな問題で、介護職全体で人が足りないということがあるので、市の研修とかがあるんですけども採用にあたってのですね、いろいろな方策をですね、少し考えていただければと思い、私たちもやっぱり募集かけていますが、なかなか入らない。実際ケ

アマネを受講はしている事項とか、今研修されてる方も 200 人ちょっとぐらいとか非常に少なくなっているということと、ケアマネになり手が非常に少なく、高齢化が進んで、やっぱり今ほとんど 50 歳以上の方で、何とか一期二期の方ってもう皆さん引退されて、絶対数が足りない。

その上で今度、高齢者の方が非常に増えてきてて対応するのが大変、特に包括支援センターの方の方ですね、結構要望があるのではないかと思います。私どもの委託事業でご依頼いただくんですけども、思ったように受けきれないという現状があるので、包括支援センターの方も大変じゃないかと思うのでちょっとその辺のちょっと、皆さん採用にあたってですね、何かいろいろなメリットというか、おかしいですけど、考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局： はい。ご質問は運営方針の内容といいますよりは、人材の採用についてということで、ご意見をお受けいたします。そして、こちらについてなんですけれども、今ちょうど県の方からの照会で、ケアマネの研修ですとか、そういったものをやるかということの調査依頼が来ております。

そしてそれを元に県の方が研修についての開催要領について、順次公表するということになるんですけども、ただこれだけでは人材の確保には繋がらないと感じております。市として、かなり難しいものと考えております。といいますのが、国の定めた中での包括支援センターの設置となっておりますので、職種に対してどれだけ近いもの、準ずるものを配置していくか、ということが課題と、現在なっております。

また国の方でも、この「準ずるもの」についての拡大解釈ができないかということ、ちょうど今検討を始めているようですので、こちらの変更がもしそのまま経過されましたときには、再来年、令和 6 年度から反映でされるのではないかと、目測でございます。

ただ、すぐに直近としてできることではないと感じておりますけれども、皆様事業所様のご協力と、あと、こういったご意見をいただきたいと存じますので、こうした場でご意見をいただくのみとなってしまいますけれども、確かに事務局の方でお話の方、承りました。特にご回答ができなくて申し訳ございません。

友光委員： あれでございます、本当に現実我々がもうやっぱりやって非常に苦しい思いをしてるのが、なかなかケアマネの人数設定があるもんですから、その幅のどこかを、増やす方法というか、そういうのもあるし、これからの国の方としては、予防事業ということで、人の方としてはどうするんだっていう形で、今まで非常に少ない数でやってたんですけども、実際予防が増えてくると。市の対応する事業所っていうのがどれぐらい増えるのかとかいうのもあるので、その辺もご検討願えればと思います。

よろしくお願いします。

中村会長： はい。さっき、何か要望を出すっていうのは、国へ出すってことですか。それを木更津市として、出すということなんですか。

事務局： 流れとしましては、まず市の所管となるといいますと、介護保険課になるかと思えます。

そちらから通じて、まず県、県からってということにはなろうかと思うんですけどもそのタイミングがどこになるかということはずみませんが、こちらで聞いてからということにはなってしまう。

中村会長： 多分、今どの職種も人手不足ではあると思うんですが、他に何か。

西山委員： 西山です。いつもありがとうございます。

今回のこの 3 職種の資格要件を緩和するというのはね、前回のこの会議での、皆さんのご意見だったと思うんですけど。

このことによって、想定で何人ぐらいがね、今年度、ケアマネの研修を受けるとか。2年後ぐらいには10人ぐらい増えるとかね、そういう想定のもとでされたのか、とにかく何かやんなくちゃいけなくて、やったのか、これ今高齢者だけが少ない、いいわけじゃなくて、障害の方の相談支援機関も、ですね。ほとんど兼ねているような状態で、社会福祉士なんかもですねもういわゆる取り合いになっていて、その取り合いは、いわゆる現場仕事の方が、いろんな加算があってね、個人個人の収入に加算があって、大変な業務のいわゆるケアマネをやりたいていう人が、なかなか増えないというような、そういう根本的なところももう1回見直しをね、国に対してですね、木更津市さん発信力あると思いますので。そういうことをやっていただきたいと思うし、子供の方も同じようにですね、保育士も、児童指導員もこの圏域には全く回ってこないような状況になっている。といういくら募集しても給料上げてもきてもらえない、という状況が、もうあと10年経ったら本当現実的になって回らなくなると思います。というようなこと僕実際にやってきたんでね。

そうすると、木更津市はまだいいんですよ、僕がやってる富津だとかなんでもう本当いないですよ。障害の方はするセルフプランですよ。自分で作ってくれ、というようなことになって来ちゃっていますので、ぜひ木更津市さんがいい事例をですね、こういう形で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

中村会長： 他に何かご意見ございますでしょうか。

小山委員： はい。小山ですお願いします。

この主任介護支援専門員の暫定措置というのは、これは例えば決定されるとすぐに、なんていう適用というか、始まるものなんでしょうか。

事務局 : はい。こちらについては、まず木更津市の地域包括支援センターを運営する上で、暫定案ということでございます。

ですのでこの協議会の中でお諮りいただいて、ご承認いただきましたら、木更津市においては、特に今、受講をすることができる研修が開催されてないというようなことも、1人でも多く、主任ケアマネになるチャンスとしていただくためにも、市としての準ずる措置としていきたいと考えております。以上です。

中村会長 : その他、ございますでしょうか。

中村会長 : ちょっと聞き逃したのかもしれないんですけど、何か前回の時に、ランチなんか公募するとか、というような話をしたような気もするんですが。

それってしたんですか。さっき説明中にあつたら申し訳ないけど。

次ね、はいわかりましたじゃ、すいませんとりあえず他に今この議題について、ご意見ご質問はございますでしょうか。

中村会長 : では、議題 2、令和 5 年度地域包括支援センターの運営方針についての 3 職種のうち、主任ケアマネに準ずる者についての、準ずる者の資格要件の暫定案ではありますが、サービス低下防止のための配置ということですよ。

そして、同じ運営主体による委託での実施を適当と認めること、併せて、運営について、ということとしまして、適当と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

中村会長 : 全員でするので議題 2 については、本協議会として承認いたします。とりあえず議題自体は以上で終了しました。

中村会長 : では、議題は終了したので事務局の方へお返しいたします。議事進行ご協力いただきありがとうございました。

事務局 : 中村会長ありがとうございました。

それでは引き続き、事務局から 1 点ご報告させていただきます。

まず、木更津市地域包括支援センター新規開設に向けた公募日程案についてご報告させていただきます。

本日お配りしました資料 4 になります。

1 月に開催しました第 2 回協議会において、事務局から公募の計画を進める方向ですと説明させていただきました。

こちらお手元の資料が、地域包括支援センター新規開設に向けた公募日程案になります。

右側、平成 30 年度に行った富来田地域の公募を行った時の実際の日程

を参考として掲載しております。今後、令和5年度6月を目安に公募要領を公開。7月下旬に応募受け付けを開始。約1ヶ月間を応募期間と見込んでおります。10月に委託法人選考審査会、プレゼンテーション、こちらは他市の公募状況も参考にしているところがございますが、応募から審査まで2ヶ月間ございますが、これは審査にかかる事前準備と、応募がなかった場合、再公募期間と考えております。

そして、地域包括支援センター運営協議会を開催いたしまして、選考結果についてご協議いただきたいと考えております。

委託法人が決定した後は、4月運営開始を目標とし、中部包括支援センターとの引き継ぎとなります。

事務局の報告からは以上になります。ご質問がございましたらお願いいたします。

橋詰委員： 橋詰です。委託法人のこの審査会っていうやつなんだけれども、包括センターの職員がいなくなってしまうとするとやっぱり委託法人に問題があるんじゃないかなっていう話をしたんだけど。

これ、どんな審査するんですか。

中原課長： まだ詳細な審査項目はこれから決めるという形になりますけれども、一般的にはその応募してきた法人さんの、例えば包括支援センターの業務に対する理解ですとか、具体的なその人員配置。要は包括支援センターをどこに設置してとかっていう場所も含めてですね。そういった具体的なご提案、あとはその法人さんとしての、例えばなんでしょう、経営を進めていく上での、財務的なところの審査ですとかね、そういった諸々の包括を運営していくにあたって、適切かどうかというような観点での審査項目になって参ります。具体的なその項目につきましてすみません。これから定めていくというような形になります。

橋詰委員： というのはね。前の時に随分辞めている人がいたわけですよ。

その時に僕言ったんですけども、一つぐらいはないですかっていうのをやっていただけですかなんていう話なんだけど。この委託法人の審査というのは、どんなことを審査するのか知りたいねえ。

中原課長： 今回はまだ公募日程、これも案という形でご提示になりますので、今後スケジュールが決まる、或いはきちんとしたこのスケジュールに則った形で公募要領の公開、応募の受け付け開始。そういったものが進んで参った段階で、委員の皆様の方には、情報の方を随時、必要に応じてご提供させていただきたいと思っておりますし、その選考の基準的なものというものも、一般的に公募する段階で、こういった項目について審査をしますと、大まかな項目、審査項目っていうのは、公表されると思っておりますので、そういったもの

	<p>でご確認とかはいただけるかと思います。</p> <p>齋藤委員：先ほどランチがなくなる対応として、移動スーパーとか民生委員の定例会のときに相談会を行うっていう話がありましたよね。</p> <p>今まで定期的にランチで相談できていたのに、なくなるっていうのはすごく不安だと思うので、できれば両方、民生委員の定例会もそうだし移動スーパーもそうだし、可能な限り、何曜日とか何日とか、相談会ができますよっていうような機会をね。多く作って欲しいなと思います。</p>
事務局	<p>：はい。ありがとうございます。</p> <p>今現在、案として出されてるものが、できるであろうという項目になってございます。ただ、これから、最初からできる部分というのを増やし過ぎてもいけませんので、徐々に慣れたところで、拡大なり、工夫なりしてしてもらいたいと考えております。</p>
中村会長	<p>：はいどうぞ。</p>
友光委員	<p>：木更津東地区ということで、開設を予定している中にある社会福祉法人っていうか、そういうところを選考の対象にしておられるのか、或いは現実的に今、市内に五つの事業所があって、その実績から、もうすでに開設をしているところが二つ目を受託するような、そういうことも、本来であればね、一つなんだろうけども、そういうのを少し幅を持たせるようなことを考えてでも、どうしてもこの東地区に、包括支援センターを置きたいというようなことを考えなのか、その辺はどうなんですか。</p>
事務局	<p>：はい。こちらは特に、そのエリアに圏域にある社会福祉法人でなければいけないという考えはございません。</p> <p>また、市外にある事業所の方、法人さんであっても、私どもの方がこれから考える審査項目に対して満たされていれば、ということに考えております。また、現在ある地域包括の中の事業所の方から手を挙げていただくのであれば、それはもちろん、ノウハウはもちろん、ご承知の状態でございますので、市としては、そちらも応募いただければ対象とさせていただきます、と考えております。</p>
友光委員	<p>：次ちょっと余談ですが、東地区って今、対象はどれぐらい世帯数、予定してらっしゃるんですかね。</p>
中原課長	<p>：65歳以上の高齢者は、令和4年の4月1日現在でおおよそ3000名ちょっと把握しております。</p>
友光委員	<p>：ありがとうございます。</p>
中村会長	<p>：他には何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>：ご不明な点やご質問ができましたら、事務局へお問い合わせやメールなどいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>：これをもちまして本日の協議会を閉会いたします。</p>

	<p>長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。</p> <p>会議終了</p>
<p>審議の結果:議題1 <u>承認</u> 議題2 <u>承認</u></p>	